

7 文科教第 2209 号
令和 8 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿
大学又は高等専門学校を設置する各学校法人の理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
専修学校を置く国立大学法人の長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省総合教育政策局長

塩 見 み づ 枝
(公 印 省 略)

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示の公布について（通知）

この度、別添 1 のとおり「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示」（令和 7 年告示第 67 号。以下「改正告示」という。）が令和 8 年 3 月 30 日に公布されました。

専修学校は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）において、「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」を目的とされ、工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養といった分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきました。

こうした中、専修学校の専門課程について、職業教育を行う高等教育機関としての位置付けの明確化が求められていることや、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専門課程における教育の充実を図るため、入学資格を厳格化するとともに、外部の識見を有する者による評価の努力義務化等の措置を講ずるため、「学校教育法の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 50 号。以下「改正法」という。）や「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和 7 年文部科学省令第 21 号。以下「改正省令」という。）等が制定され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されます。

今回の改正は、標記告示に関し、上記改正法令を踏まえた所要の改正を行うものです。これらの改正の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管又は所轄の専修学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学長におかれては管下の専修学校に対して、厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対して、このことについて周知をお願いします。

記

第1 改正の概要

1 改正告示

- (1) 大学設置基準第二十九条第一項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成3年文部省告示第68号）、短期大学設置基準第十五条第一項の規定により、短期大学が単位を与えることのできる学修を定める件（平成3年文部省告示第69号）及び高等専門学校設置基準第二十条第一項の規定により高等専門学校が単位の修得を認定することのできる学修を定める件（平成3年文部省告示第85号）の一部改正（第1条、第2条及び第3条関係）

今回、改正後の学校教育法第125条の2第1項の規定により、特定専門課程を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとなったことを踏まえ、特定専門課程を置く専修学校に置かれる専攻科の学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたものについて、単位を与えることのできる学修として位置づけることとする。

また、短期大学及び高等専門学校が単位を与えることのできる学修の対象についても、同様の改正を行うこと。

- (2) 専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成6年文部省告示第84号）の一部改正（第4条関係）

特定専門課程修了者について、専門士と称することができる旨を法令上規定されたが、専門士と称することができることを明記すること。

なお、高度専門士については、省令においてさらに下位法令への委任なく、大学院入学資格を付与された課程修了者については高度専門士と称することができる旨を規定されているため、告示上の規定は削除すること。

- (3) 専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数（平成10年文部省告示第125号）の廃止（第5条関係）

改正後の学校教育法施行規則第 186 条の 4 において、「専修学校の特定専門課程を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の特定専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。ただし、在学すべき期間は、一年を下つてはならない。」旨規定されているため本告示は削除すること。

- (4) 大学入学のための準備教育課程の指定等に関する規程（平成 11 年文部省告示第 165 号）の一部改正（第 6 条関係）

新たに制度化される専修学校の専攻科に対し、本国の大学入学資格を満たしていない者に対しする準備教育を行う、大学入学のための準備教育課程を開設できることとする。

- (5) 外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設の指定等に関する規程（平成 16 年文部科学省告示第 176 号）の一部改正（第 7 条関係）

改正後の学教法第 125 条の 2 第 2 項により、「文部科学大臣の定めるところにより、専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者」に対して専修学校の専攻科への入学が認められることとなった。

同項の委任を受け、改正施行規則第 186 条の 2 第 7 号において、「専修学校の特定専門課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者」の一つとして、「我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者」が位置づけられたところ、当該告示で定める文部科学大臣が別に指定するものに、施行規則第 186 条の 2 第 7 号を追加すること。

- (6) 博物館法施行規則第七条第一項に規定する学修を定める件（平成 21 年文部科学省告示第 128 号）の一部改正（第 8 条関係）

今回、改正後の学校教育法第 125 条の 2 第 1 項の規定により、特定専門課程を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとなったため、学芸員資格の試験免除認定の対象に専修学校の専攻科を追加すること。

- (7) 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成 25 年文部科学省告示第 133 号）の一部改正（第 9 条関係）

今回、改正後の学校教育法第 125 条の 2 第 1 項の規定により、特定専門課程を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとなったため、当該認定の対象に施行規則第 155 条第 1 項第 5 号に規定する要件を満たす専修学校の専攻科を追加すること。

また、専門学校については学校評価として自己点検評価に加え、これまで学校関係者評価を努力義務として課してきたところ、改正法及び省令改正において、「外部の識見を有する者による評価」（以下「第三者評価」という。）を努力義務とし、学校関係者評価制度は廃止することとしているところ、「職業実践専門課程」としての認定を受ける専門課程及び専攻科については、改正法を踏まえ、第三者評価の結果の公表を認定の要件とすること。ただし、2. 施行期日・経過措置に記載の通り、当分の間は、現在の認定要件となっている「専門学校の学生の保護者その他の当該専門学校の関係者による評価の結果の公表」をもってこれに代えることができることとする。

また、本改正に伴い、第6号に規定されていた、評価を行うに当たり、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させる旨の規定は削除することとする。

専修学校専門課程には、基本組織として一又は二以上の学科を置くものとされている（専修学校設置基準第3条第1項）。職業実践専門課程の認定に当たっては、二以上の学科がおかれている場合には、それぞれ教育課程は異なっており、また、企業等との連携の状況なども異なることから、同一課程に置かれる学科であっても認定の要件を満たすかどうかの判断が分かれることもありうるため、実態としては学科ごとに要件の確認が行われていた。これを踏まえ、認定も課程単位でなく学科単位でもできるように規定を加えることとする。

（8）専修学校におけるキャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（平成三十年文部科学省告示第百七十号）の一部改正（第10条関係）

専門学校については学校評価として自己点検評価に加え、これまで学校関係者評価を努力義務として課してきたところ、改正法及び省令改正において、第三者評価を努力義務とし、学校関係者評価制度は廃止することとしているところ、「キャリア形成促進プログラム」としての認定を受ける専門課程及び専攻科については、これまで学校関係者評価の結果の公表を認定の要件としていたところであるが、改正法を踏まえ、第三者評価の結果の公表を認定の要件とすること。ただし、2. 施行期日・経過措置に記載の通り、当分の間は、現在の認定要件となっている「専門学校の学生の保護者その他の当該専門学校の関係者による評価の結果の公表」をもってこれに代えることができることとする。

また、本改正に伴い、第6号に規定されていた評価を行うに当たり、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させる旨の規定は削除することとする。

なお、「キャリア形成促進プログラム」の認定に当たっては、二以上の学科がおかれている場合には、それぞれ教育課程は異なっており、また、企業等との連携の状況なども異なることから、同一課程に置かれる学科であっても認定の要件を満たすかどうかの判断が分かれることもありうるため、実態としては学科ごとに要件の確認が行われていた。これを踏まえ、認定も課程単位でなく学科単位でもできるように規定を加

えることとすること。

(9) 専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（令和5年文部科学省告示第53号）の一部改正（第11条関係）

今回の改正で、職業実践専門課程の対象に大学院入学資格の指定を受けた専攻科も追加することとなる予定であり、本規定においては、職業実践専門課程の認定を受けた課程を対象としていることから、当該専攻科についても本告示による認定の対象とすること。

また、今回の改正で、職業実践専門課程の規定ぶりと整合性を図るため、専門課程、専攻科及び専門課程の学科を認定の対象とすることとする。

また、専門学校については学校評価として自己点検評価に加え、これまで学校関係者評価を努力義務として課してきたところ、改正法及び省令改正において、第三者評価を努力義務とし、学校関係者評価制度は廃止することとしているところ、「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」としての認定を受ける専門課程及び専攻科については、これまで学校関係者評価の結果の公表を認定の要件としていたところであるが、改正法を踏まえ、第三者評価の結果の公表を認定の要件とすること。

2. 施行期日・経過措置

ア この省令は、令和8年4月1日から施行すること。

イ 称号の付与に係る経過措置

施行日前に専修学校の専門課程に入学した者については、廃止前の告示に基づき専門士の称号を付与する経過措置を設ける。

ウ 大臣認定制度に係る経過措置

今般の改正により、職業実践専門課程、キャリア形成促進プログラムにおいて、法第132条の2に規定する外部の識見を有するものによる評価及びその結果を公表することとしている。

他方、評価組織や評価者の数、地域の偏在等を踏まえると、外部評価を即座に実施ができない場合も想定されることから、当分の間は、現在の認定要件となっている「専門学校の学生の保護者その他の当該専門学校の関係者による評価の結果の公表」をもってこれに代えることができる旨の経過措置を設ける。

3. その他

今回の改正に係る詳細な手続等詳細資料を文部科学省ホームページの以下のURLに掲載しており、Q&A集の掲載等、随時情報を更新しているので、本改正に係る対応を行う際には、これらを適宜参照されたいこと。

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/index_00005.htm



(添付資料)

【別添 1】 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等
に関する告示

＜本件担当＞

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室専修学校第一係
直通：03－6734－2939